

第10期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況」
連結計算書類の「連結注記表」
計算書類の「個別注記表」
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社 i - p l u g

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://i-plug.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「i-plugグループ企業行動憲章」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を規定し、法令・定款及び社会規範を遵守するよう啓蒙・教育活動を推進する。
 - ・代表取締役CEOは、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当委員会において、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。
 - ・コンプライアンスに関する情報を集約するための相談窓口を設置し、当該相談窓口への相談内容を調査した上で、不祥事が生じた場合には、再発防止策を担当部門と協議・決定する。
 - ・監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しない又はその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。
 - ・内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社のコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を実施し、その結果を、適宜、監査役及び代表取締役CEOに報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会及び取締役会の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。
 - ・上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
 - ・個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理に関し、「リスク管理規程」を整備するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクに関する重要事項について、具体的且つ実質的な協議及び評価等を行うことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。
 - ・有事の際は、「経営危機管理規程」に従い、代表取締役CEOが対策本部を設置し、迅速な対応がとれる体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、当該取締役会において法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。
 - ・「組織規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室の使用人を、監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
 - ・補助すべき使用人の任命、解任、人事異動等については、監査役の同意を得たうえで決定することとする。
 - ・指名された使用人への指揮命令権は、監査役が指定する補助すべき期間中は監査役に移譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けない。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役は、必要に応じていつでも、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取する。
 - ・ 監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることとする。
 - ・ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑧ 監査役の仕事の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の仕事の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役CEO、会計監査人、内部監査室と定期的に会合を持ち、それぞれ意見交換を行うことにより監査の実効性を高める。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制
財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役会
当社では、「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度において、取締役会は19回開催され、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告が行われております。
- ② リスク・コンプライアンス体制
リスク・コンプライアンス体制は、「コンプライアンス規程」に基づき、年4回の定時リスク・コンプライアンス委員会のほか、必要に応じて臨時リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。当事業年度においては、リスク・コンプライアンス体制の見直しを行い、リスク・コンプライアンス委員会を12回開催しております。リスク管理については、リスクに関する重要事項についての協議及びリスク評価の見直し等を行っております。コンプライアンスについては、コンプライアンスに関する情報を集約するための相談窓口及び内部通報制度の見直しを行い、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図るとともに、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあっております。また、使用人に対してコンプライアンスに関する知識や意識向上を目的とした研修を実施しております。
- ③ 情報の保存及び管理
上記に掲げた体制の運用では、「文書管理規程」他の諸規程に基づき、取締役会及び重要な会議の議事録等を作成するとともに保存管理を徹底しております。当該議事録等は、取締役及び監査役の求めに応じて随時閲覧提供しております。
- ④ 内部監査
内部監査室は、年間の内部監査計画に基づき、コンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を実施し、その結果を代表取締役CEO及び監査役会に適宜報告しております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役が取締役会やその他重要な会議へ出席する機会を確保し、監査役の要請に応じ速やかに情報提供をするなど、監査が実効的に行われる環境を整備しております。また同時に、内部監査室、監査役、会計監査人の三者間による連携が密にとれるような関係の構築を支援しております。なお、当事業年度においては、三様監査協議会を4回開催しております。

⑥ 子会社の管理

子会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の中長期計画、年度計画及びその他事業運営に関する重要な事項について事前承認や報告を行っております。また、子会社に対して当社の内部監査室及び常勤監査役が直接監査を実施することができる体制を構築しております。なお、当事業年度においては、事業運営に係る子会社との各種ミーティングを必要に応じて適宜開催するとともに、年間の内部監査計画に基づく内部監査を1回実施しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数 1社
 - ・主要な連結子会社の名称 株式会社イー・ファルコン
 - ② 非連結子会社の状況
該当事項はありません。
 - ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
該当事項はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
主に定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3年～39年
工具、器具及び備品 3年～10年
 - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ハ. リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ③ 収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。
 - ・ OfferBox（早期定額型） 早期オファー枠サービスと入社合意枠サービスの提供を履行義務として識別しております。早期オファー枠サービスの利用料金は契約時から採用広報解禁日までの期間の経過に応じて、入社合意枠サービスの利用料金は契約時から採用年度末までの期間の経過に応じて収益を認識しております。
 - ・ OfferBox（成功報酬型） 採用決定に至るまでのサービスの提供を履行義務として識別し、採用決定日に履行義務が充足されたとして一時点で収益を認識しております。なお、内定辞退が生じた場合には返金義務があるため、返金見込額は収益から控除しております。
 - ・ eF-1G（適性検査） アカウント利用料は、適性検査サービスの提供を履行義務として識別しており、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。
受検料は、適性検査の提供を履行義務として識別しております。このうち、定量契約については、契約期間にわたり受検件数に応じて収益を認識し、従量契約については、受検時に履行義務が充足されたとして一時点で収益を認識しております。
 - ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - イ. のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。
 - ロ. 繰延資産の処理方法
 - ・株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売費の一部について、売上高から減額しております。また、サービスを移転する前に顧客から受け取った対価は、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動負債の「前受収益」としていましたが、当連結会計年度より流動負債の「契約負債」に表示することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上総利益が197,589千円減少しておりますが、販売費及び一般管理費が同額減少しているため、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上区分				合計
	OfferBox (早期定額型)	OfferBox (成功報酬型)	eF-1G (適性検査)	その他	
一時点で移転されるサービス	—	673,996	133,170	11,756	818,923
一定の期間にわたり移転されるサービス	2,066,234	—	129,658	26,666	2,222,559
顧客との契約から生じる収益	2,066,234	673,996	262,828	38,422	3,041,482
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,066,234	673,996	262,828	38,422	3,041,482

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ③ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首	期末
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	94,303	115,351
契約負債	610,725	656,287

契約負債は、主にOfferBox（早期定額型）におけるサービス提供期間のうち未経過期間に係る前受金であり、時の経過に応じて契約負債から売上高へ振替計上しております。当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、610,725千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において726,644千円であり、期末日後1年以内に全額が収益として認識されると見込んでおります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,920,750株
- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 28株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 93,900株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当社は、運転資金については、まず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分については必要に応じて銀行借入による調達を行う方針であります。一時的な余剰資金につきましては、普通預金により保有しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。
- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券は、取引先企業との業務・資本連携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。
営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等は、全てが1年以内の支払期日であります。
借入金は、主に運転資金の調達を目的としております。また借入金のうち一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
営業債権については、与信管理規程に従い、経理担当者が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、各取引について与信額を設定し、与信額を超過する営業債権が発生しないよう定期的にモニタリングしております。また入金状況を日々モニタリングし、入金遅延が発生した場合には各営業担当者に随時連絡しております。これにより、各取引先の財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
- ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。
借入金の金利変動リスクについては、分割弁済等によりその影響を緩和しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。また、手許流動性を確保するために、当座貸越契約を締結しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額40,838千円）は記載しておりません。また、現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
売掛金	115,351	115,351	－
未払金	(386,419)	(386,419)	－
未払費用	(85,629)	(85,629)	－
未払法人税等	(72,556)	(72,556)	－
長期借入金 (*2)	(624,042)	(624,204)	(162)

(*1) 負債で計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
売掛金	－	115,351	－	115,351
未払金	－	(386,419)	－	(386,419)
未払費用	－	(85,629)	－	(85,629)
未払法人税等	－	(72,556)	－	(72,556)
長期借入金	－	(624,204)	－	(624,204)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払金、未払費用、未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	364円89銭
(2) 1株当たりの当期純利益	65円11銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、2022年3月28日開催の取締役会において、当社が100%出資する子会社の設立を決議し、2022年4月1日付で設立いたしました。

(1) 設立の目的

日本の生産年齢（15歳から64歳まで）人口は、2050年までに現在の約7,000万人から約5,000万人に低下すると言われており、一方で65歳以上の人口は、現在の約3,600万人から約3,800万人に増加するとされています。（出典：総務省「平成30年版 情報通信白書」）

当社は、この労働市場の問題を解決するためには、労働生産性の向上が不可欠と考えています。そのため、当社はこれまでOfferBoxで培ったマッチングプラットフォームの技術及びノウハウを活用し、中途採用市場における求職者と企業をつなげるプラットフォームを構築するべく新たに子会社を設立し、同社において中途採用事業を開始することを決定いたしました。

これにより、日本国内における労働生産性の向上に資する新たな価値を創造し、この問題の解決に取り組むたいと考えています。効率的な事業運営及び迅速な意思決定を行うため当該事業を推進する子会社を設立し、同社で新たな事業を展開することにより、上記の労働市場の課題解決だけでなく、当社グループの更なる成長・発展に貢献するものと考えております。

(2) 子会社の概要

① 名称	株式会社pacebox
② 事業内容	中途採用サービス「PaceBox」の企画・開発・運営
③ 資本金	10,000千円
④ 設立年月日	2022年4月1日
⑤ 株主	株式会社i-plug（100%子会社）

8. その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ. 子会社株式 移動平均法による原価法
 - ロ. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～39年
工具、器具及び備品	3年～10年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。
- ・ OfferBox（早期定額型） 早期オファー枠サービスと入社合意枠サービスの提供を履行義務として識別しております。早期オファー枠サービスの利用料金は契約時から採用広報解禁日までの期間の経過に応じて、入社合意枠サービスの利用料金は契約時から採用年度末までの期間の経過に応じて収益を認識しております。
 - ・ OfferBox（成功報酬型） 採用決定に至るまでのサービスの提供を履行義務として識別し、採用決定日に履行義務が充足されたとして一時点で収益を認識しております。なお、内定辞退が生じた場合には返金義務があるため、返金見込額は収益から控除しております。
- (4) 繰延資産の処理方法
- 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売費の一部について、売上高から減額しております。また、サービスを移転する前に顧客から受け取った対価は、前事業年度の貸借対照表において、流動負債の「前受収益」としていましたが、当事業年度より流動負債の「契約負債」に表示することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上総利益が197,589千円減少しておりますが、販売費及び一般管理費が同額減少しているため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 3.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	110千円
短期金銭債務	16,588千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	7,360千円
売上原価	160,893千円
販売費及び一般管理費	2,613千円
営業取引以外の取引高	33,537千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	28株
------	-----

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,502千円
返金負債	2,381千円
その他	837千円
繰延税金資産小計	8,721千円
評価性引当額	△837千円
繰延税金資産合計	7,884千円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	379円99銭
(2) 1株当たりの当期純利益	68円02銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

連結注記表の「7.重要な後発事象に関する注記(子会社の設立)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。